

令和6年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会(書面開催)

日時:令和7年2月5日(水) ～ 令和7年2月10日(月)

会 議 次 第

1 会長の選任

2 諮問

3 議事

(1) 報告事項

ア 令和5年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 【資料1】

イ マイナ保険証移行に伴う資格証明書交付審査会のあり方について 【資料2】

ウ 「令和7年度税制改正の大綱」による国民健康保険税について 【資料3】

エ 保健事業等の主な取組みについて 【資料4】

(2) 協議事項

ア 令和7年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果
及び税率(案)について (諮問事項) 【資料5】

福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

選 出 区 分	所 属		氏 名
被保険者代表	み な み 地 区		山 ^{ヤマ} 田 ^ダ 陽 ^{ヨウ} 子 ^コ
	あ ず ま 地 区		柿 ^{カキ} 中 ^{ナカ} 絹 ^ヌ 江 ^エ
	九 頭 竜 地 区		出 ^デ 藏 ^{ゾウ} 英 ^{エイ} 雄 ^{オウ}
	足 羽 地 区		粟 ^{アヲ} 田 ^タ 健 ^{ケン} イ チ
国民健康保険医 及び同薬剤師代表	(一社) 福井市医師会		大 ^{オオ} 山 ^{ヤマ} 伸 ^{ノブ} ユ キ 幸 ^{キチ}
	(一社) 福井市医師会		村 ^{ムラ} 北 ^{キタ} 肇 ^{ハジメ}
	(一社) 福井市歯科医師会		平 ^{ヒラ} サ キ 崎 ^{サキ} ミツ 光 ^{ミツ} 哲 ^{テツ}
	(一社) 福井市薬剤師会		上 ^{ウエ} ハ ラ 原 ^{ハラ} サ ト シ 敏 ^{ミン}
公 益 代 表	福井市自治会連合会		橋 ^{ハシ} モ ト 本 ^{ホン} テ ツ ャ 弥 ^{ミヤ}
	福井市社会福祉協議会		井 ^イ ノ ウ エ 上 ^{ウエ} ミ ツ エ 枝 ^{エダ}
	福井市老人クラブ連合会		藤 ^{フジ} ジ イ 井 ^イ テ ル オ 雄 ^{オウ}
	福井市連合婦人会	○	田 ^タ ム ラ 村 ^{ムラ} ヨウ 子 ^コ
被用者保険者代表	セーレン健康保険組合		竹 ^{タケ} ウ チ 内 ^{ウチ} き よ み
	全国健康保険協会 福井支部		上 ^{ウエ} ダ 田 ^タ ケ イ シ 啓 ^{ケイ} 司 ^シ

○副会長

福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について

福井市国民健康保険運営協議会の会長に次の者を選任したいので、委員の承認を求める。

令和7年2月5日

福井市長 西行 茂

氏 名 橋本 鉄弥 (福井市自治会連合会副会長)

提案理由

福井市国民健康保険運営協議会の前任の松平会長が辞任されたことに伴い、この案を提出する。

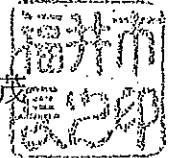


保 年 第 3 8 2 号

令 和 7 年 2 月 5 日

福井市国民健康保険運営協議会 様

福井市長 西 行 茂



諮 問 書

本市では、県から提示される国保事業費納付金及び標準保険料を参考に、国民健康保険特別会計について単年度収支の均衡を保つよう、毎年度適切な保険税率を設定しています。

つきましては、福井市国民健康保険条例施行規則第3条第2号の規定に基づき、下記のとおり貴協議会に諮問しますので、ご審議の上、答申くださいますようお願いいたします。

記

【諮問事項】

令和7年度国民健康保険税の税率(案)について

令和5年度 福井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

【 歳 入 】

- ・被保険者数の減少から国民健康保険税が4.2%の減
(被保険者数 R04 41,608人⇒ R05 39,456人)
- ・令和5年度は、1人あたり給付額が伸びたが、
被保険者数が減少したため、その財源となる県支出金が2.2%の減

【 歳 出 】

- ・保険給付費は、上記の理由により、2.2%の減

【 収 支 】

- ・令和5年度決算は、歳入219億7,773万円に対し、歳出215億8,108万円となり
差引 3億9,665万円の黒字
(前年度繰越金、基金積立金・繰入金を除く単年度収支は2,884万円)

(歳入)

(単位：千円)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	対前年度 比較増減額
国民健康保険税	4,280,945	4,100,649	△ 180,296
使用料及び手数料	1,024	365	△ 659
国庫支出金	0	679	679
県支出金	15,705,547	15,357,271	△ 348,276
財産収入	13	25	12
繰入金	1,630,564	1,628,645	△ 1,919
繰越金	1,065,167	735,831	△ 329,336
諸収入	212,061	154,263	△ 57,798
歳入合計	22,895,321	21,977,728	△ 917,593

(歳出)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	対前年度 比較増減額
総務費	293,131	301,124	7,993
保険給付費	15,534,081	15,197,541	△ 336,540
基金積立金	600,013	368,025	△ 231,988
諸支出金	124,828	75,722	△ 49,106
共同事業拠出金	1	0	△ 1
予備費	0	0	0
保健事業費	146,039	137,357	△ 8,682
国民健康保険事業費納付金	5,461,397	5,501,309	39,912
歳出合計	22,159,490	21,581,078	△ 578,412
会計収支(歳入合計－歳出合計)	735,831	396,650	△ 339,181
単年度収支(前年度繰越金等を除く)	270,677	28,844	△ 241,833
実質単年度収支(法定外繰入金を除く)	153,906	△ 84,048	△ 237,954

歳入歳出差引残額 396,650 千円 を 翌年度に繰り越した。

マイナ保険証移行に伴う資格証明書交付審査会のあり方について

- 1 短期被保険者証及び資格証明書交付の目的
被保険者間の負担の公平及び未収保険税の収入確保

- 2 短期被保険者証及び資格証明書交付の変更点

短期被保険者証	廃止
資格証明書（10割）	資格確認証（特別療養費）（10割）
特別療養費の支給	- 対象者に「事前通知」を行う仕組みを法律に規定 - 特別療養費の支給に至る場合の留意点 （納期限から1年経過するまでの間、納付に資する取組みを行ったにも拘わらず、滞納者が納付しない場合、特別の事情がある場合を除き、療養の給付に代えて支給する）

- 3 資格証明書交付審査会について

(1)設置目的

資格証明書交付措置の適正化を図るため

(2)開催時期

2回/年（7月・1月）

資格証明書の交付前

(3)構成員

委員6名

外部委員：（社会保険労務士、民生児童員、被保険者代表）

市：（福祉健康部次長、税務事務所長）

(4)協議事項

短期被保険者証及び資格証明書交付に係る所得区分及び分割納付回数の基準について協議

（ex. R6 年度の資格証明書発行基準は、納付相談・指導に一向に応じない世帯及び分納不履行世帯、短期被保険者証発行基準は所得200万円未満で納付回数3回以上の世帯）

「令和7年度税制改正の大綱」による国民健康保険税について

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

【改正内容】

国民健康保険税の課税限度額を109万円（現行：106万円）に引き上げる。

	改正後	改正前	増減
医療保険分	660,000 円	650,000 円	+10,000 円
後期高齢者支援金等分	260,000 円	240,000 円	+20,000 円
介護納付金分 ※	170,000 円	170,000 円	±0 円
合計	1,090,000 円	1,060,000 円	+30,000 円

※ 介護納付金分 …… 40歳以上65歳未満の加入者のみ負担

2 国民健康保険税の軽減判定所得基準額に係る見直し

【改正内容】

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

軽減区分	改正後	改正前
7割軽減	世帯の所得が43万円以下	
5割軽減	世帯の所得が43万円＋ （被保険者数×30.5万円）以下	世帯の所得が43万円＋ （被保険者数×29.5万円）以下
2割軽減	世帯の所得が43万円＋ （被保険者数×56万円）以下	世帯の所得が43万円＋ （被保険者数×54.5万円）以下

保健事業等の主な取組について

【特定健康診査】

- ・受診率は、対前年度比 0.8 ポイント増加（10 月末時点）

【特定保健指導】

- ・実施率は、対前年度比 4.6 ポイント減少

【ジェネリック医薬品使用促進】

- ・使用率は、対前年度比 5.9 ポイント増加
(現時点で目標の 80%を超えている状況)

1 特定健康診査

(1) 受診状況

特定健診対象者数 29,544 人 (R5 : 32,385 人)

目標受診率 35%【福井市国民健康保険第3期データヘルス計画】

(10 月末現在)

年 度	R6 年度	R5 年度	前年度同期比
区 分	受診者数(実績)	受診者数(実績)	
個別健診	2,604 人	2,547 人	57 人
拠点健診	1,475 人	1,680 人	▲205 人
巡回健診	129 人	113 人	16 人
計	4,208 人	4,340 人	▲132 人
受診率	14.2 %	13.4 %	+0.8 ポイント

○令和5年度 特定健診受診率 23.8 % 法定報告受診率 31.1 %

(2) 主な取組

ア 自己負担金無料化

指定年齢者（40・45・50・55・60・65・70 歳）及び市民税非課税世帯

イ 特定健診とがん検診の受診券を同一冊子とし、3 回（5/27、6/3、6/6）に分けて送付

ウ 特定健診啓発ポスター掲示 352 箇所

（各公民館・指定医療機関・薬局・市県施設・団体等）

エ 窓口での国保新規加入手続きの際に特定健診案内チラシを配布

オ 市医師会との連携による健診リーフレット配布 (3,460 部)

カ 受診勧奨文面入り（裏面）封筒による保険証送付 (25,385 通 7 月)

キ 7 月までの国保新規加入者に対する受診券発送 (162 通 9 月)

ク 受診勧奨

- ・メタボリスク保有者に対する個別アドバイスシートの送付（924通 5月）
- ・未受診者に対する受診歴や過去の問診に応じたハガキの送付（15,000通 8月）
- ・未受診者に対する再勧奨ハガキの送付（12,049通 10月）
- ・連続受診者のうち受診忘れの可能性がある者にハガキ送付（216通 10月）
- ・自己負担金無料対象年齢の未受診者に対するハガキの送付（565通 9月）
- ・未受診者に対するSMSの送信（のべ5,437通 12月末時点）
- ・国保連合会の在宅保健師による電話勧奨（1,156件 12月末時点）

ケ ショッピングセンター等での健診実施（10/3ベル）

コ 事業所健診結果提供依頼（1月～3月）

区 分	R4年度	R5年度	R6年度
事業所依頼数	377 事業所	384 事業所	準備中
情報提供人数	454 人	404 人	

サ 治療中の医療機関からの診療情報提供（10月～2月）

区 分	R4年度	R5年度	R6年度
情報提供人数	361 人	273 人	114 人 (11月末時点)

2 特定保健指導

(1) 実施状況

目標実施率 15.0 %【福井市国民健康保険第3期データヘルス計画】

(10月末現在)

区 分	動機付け支援	積極的支援	計	5年度同期計
利用券送付数	254 人	80 人	334 人	307 人
初回面接実施者数 (うち当日面接)	37 人 (5 人)	9 人 (0 人)	46 人 (5 人)	46 人 (7 人)
初回面接実施率	14.6 %	11.3 %	13.8 %	15.0 %
終了者数	44 人	10 人	54 人	64 人
特定保健指導実施率	17.3 %	12.5 %	16.2 %	20.8 %

○令和5年度 特定保健指導実施率 14.8 % 法定報告実施率 7.7 %

(2) 主な取組

- ア 自己負担金無料化
- イ 一日人間ドック当選通知に特定保健指導の案内を記載（4月）
- ウ 特定保健指導啓発ポスター掲示 127箇所（健診機関等）
- エ 健診当日に特定保健指導の一部を実施（5人 10月末時点）
- オ 市医師会等による利用勧奨の協力・国保連合会の在宅保健師による電話勧奨を実施（126人 12月末時点）
- カ 電話勧奨できなかった未利用者へ、再度、勧奨通知を送付

3 一日人間ドック助成状況

・一日人間ドック

年度	定員	受診者	備考
R 4	1,100 人	806 人	男性：413 人 女性：393 人
R 5	900 人	742 人	男性：375 人 女性：367 人
R 6		719 人 (受診予定者数)	男性：351 人 女性：368 人

・脳ドック

年度	定員	計	備考
R 4	160 人	133 人	男性：49 人 女性：84 人
R 5		78 人	男性：28 人 女性：50 人
R 6	140 人	103 人 (受診予定者数)	男性：33 人 女性：70 人

4 ジェネリック医薬品使用促進

(1) 使用状況

目標使用率(数量ベース年度平均)80.0 %【福井市後発医薬品の使用促進等に関する計画】

年度	R 4 年度 1 2 月末	R 5 年度 1 2 月末	R 6 年度 1 1 月末
使用率	79.1 %	80.5 %	86.4 %

(2) 主な取組

ア) ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付 (12 月末現在 1,746 通送付)
(500 円以上の差額、年 6 回奇数月送付)

イ) 保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封 (7 月 25,385 通)

5 ポリファーマシー対策事業

レセプト情報から多剤重複投与等対象者を抽出し、個人ごとにその内容を被保険者に通知
通知発送後、多剤重複投与等対象者の服薬状況の分析、改善効果等を測定する

- R 4 年度 「服薬情報のおしらせ」の通知 (令和 5 年 1 月 5 日発送 720 通)
⇒ 効果測定 削減効果額 617,229 円
- R 5 年度 「服薬情報のおしらせ」の通知 (令和 5 年 9 月 29 日発送 2,206 通)
※ 通知対象とする処方医薬品数 R4：10 種類以上 → R5：8 種類以上
⇒ 効果測定 削減効果額 1,069,762 円
- R 6 年度 「服薬情報のおしらせ」の通知 (令和 6 年 7 月 31 日発送 2,013 通)
⇒ 効果測定 実施中

令和7年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果及び税率（案）について

1 本算定の概要

(1) 算定の前提条件

- ・国から示された係数及び福井県国保運営方針等で定めた方法により本算定を実施。
- ・納付金＝ 保険給付費等(後期高齢者支援金・介護納付金含む)
－ 前期高齢者交付金 － その他公費等(決算剰余金含む)

(2) 令和7年度納付金額の概要（県全体）

令和7年度納付金額を令和6年度と比較すると、約16億円の減少。

(単位：百万円)

	令和6年度本算定	令和7年度本算定	増減
+ 保険給付費	48,277	45,785	▲ 2,492
+ 後期高齢者支援金	8,738	8,243	▲ 495
+ 介護納付金	2,598	2,463	▲ 135
－ 前期高齢者交付金	25,209	24,694	▲ 515
－ その他公費等	17,451	16,474	▲ 977
－ 決算剰余金	0	0	0
納付金	16,953	15,323	▲ 1,630

- ・県の被保険者数は0.5万人減少。※令和7年度 11.4万人 ← 令和6年度 11.9万人
(市の被保険者数は1,517人の減。※令和7年度 35,719人 ← 令和6年度 37,236人)
- ・県全体の被保険者一人当たり賦課すべき標準保険料は、8,380円減少。(▲6.6%)
※令和7年度 119,650円 ← 令和6年度 128,030円
- ・被保険者数が減少したこと及び保険給付費の伸びが鈍化したことにより、保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金が減少。

(3) 福井県における令和5年度決算剰余金の活用

- ・県の令和5年度決算剰余金のうち、活用可能額は約41.7億円。
標準保険料の伸び率を「一人当たり医療給付費の年平均伸び率」+「後期高齢者支援金の一人当たり負担額の増加分」までに抑制するために活用することとなっているが、令和7年度分については該当しないため、活用しないこととなった。

2 本市の令和7年度国保事業費納付金及び標準保険料率算定に必要な保険料総額

(単位：円)

	令和6年度本算定	令和7年度本算定	増減
国保事業費納付金	5,309,606,653	4,811,463,242	▲ 498,143,411
標準保険料率算定に必要な保険料総額 (標準保険料総額)	4,780,079,753	4,325,020,725	▲ 455,059,028

※標準保険料総額 納付金の支払に必要な額を集めるために賦課すべき国税の総額

3 令和7年度標準保険料

(1) 一人当たりの標準保険料

令和7年度の一人当たり標準保険料の本算定額は121,085円で、
令和6年度の一人当たり標準保険料の本算定額128,373円より7,288円低く、
現行税率で賦課した令和6年度当初賦課額の1人当たり保険税121,895円より810円低い。

	被保険者数 (一般)	標準保険料総額	一人当たり標準保険料			
	令和7年度推計		令和6年度 当初賦課額	令和7年度 本算定額	増減額	増減率
	(人)	(円)	(円) A	(円) B	(円) B-A	(%) (B-A)/A
福井市	35,719	4,325,020,725	121,895	121,085	△ 810	△ 0.7

(参考)	令和5年度 当初賦課額	令和6年度 本算定額	増減額	増減率
	119,398	128,373	8,975	7.5

4 令和7年度国民健康保険税率（案）

以下の理由により、令和7年度は現行税率を据え置きとしたい。

- ① 令和7年度一人当たり標準保険料の本算定額が、現行税率で賦課した令和6年度一人当たり当初賦課額と比べ大きな乖離はなかったこと
- ② 令和8年度から子ども子育て支援金を徴収することが決定しており、また、現在国が検討している所得税基礎控除の拡大が地方税に適用された場合は減収要素となるため、8年度は税率の引上げが必要となる可能性が高く、今回引き下げを行った場合、8年度に引き上げた際の負担感が過大となる恐れがあること
- ③ 将来の保険料水準の統一を見据え、基金残高を一定程度確保しておく必要があること

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
会計収支	1,065,167	735,831	396,650	262,602
年度末国保基金残高	648,678	1,248,691	1,616,716	1,496,466

「マイナ保険証移行に伴う資格証明書交付審査会のあり方について」のご報告

日時：令和7年2月26日（水）資料送付

マイナ保険証移行に伴う資格証明書交付審査会のあり方について

今後の資格証明書交付審査会について

1 資格証明書交付審査会

- ・ 短期被保険者証の廃止(発行基準設定不要)
- ・ 資格確認書(特別療養費)は、滞納者の状況調査後、個々に発行
- ・ 国保税軽減世帯を資格確認書(特別療養費)の対象としない。
(現状資格証明書交付世帯の9割が軽減世帯)



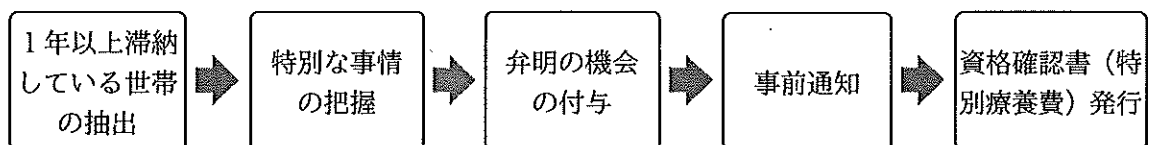
資格証明書交付
審査会を廃止

2 資格確認書(特別療養費)該当基準

以下のすべてに該当する世帯を特別療養費の対象とする。

- ア 国が示している特別療養費の支給に至る場合の通達どおりに納税交渉を行ったが未納の世帯
- イ 直近半年以内に滞納者と接触し、聞き取りなどを行ったが、納税を妨げる事由がない世帯
- ウ 納税可能な十分な資産があるにもかかわらず未納の世帯
- エ 国保税軽減世帯の非該当世帯

3 資格確認書(特別療養費)までの流れ



【随時】納付勧奨の実施(概ね3か月に1回の通知)、納付勧奨通知の送付にとどまらず、電話、訪問等の手段により接触を図る、特別の事情の確認、納付相談